

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令案の概要

令和 6 年 3 月
法務省刑事局

1 趣旨

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和 5 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 4 章の規定の施行に伴い、同章の規定による公告の方法等を定めるものである。

2 概要

法は、

- 消去等決定をするに当たり、消去する措置の対象となる電磁的記録又は廃棄する措置の対象となる対象領置物件の権利者が複数である場合において、これらの者の一部を知ることができないとき（第 1 7 条第 6 項）
 - 消去する措置の対象となる電磁的記録又は廃棄する措置の対象となる対象領置物件の権利者を知ることができないため、消去等決定をすることができないとき（第 2 1 条）
 - 対象領置物件の還付を受けるべき者の住所又は居所が分からない等の事由により、これを還付することができないとき（第 2 4 条第 2 項）
- は、政令で定める方法によって公告しなければならないとしているほか、法第 3 1 条第 1 項が準用する行政不服審査法第 3 8 条第 4 項及び第 5 項は、
- 審査の申立てに係る提出書類の写し等の交付を受ける審査申立人又は参加人が納める手数料の額等
- について、政令で定めることとしているところ、本政令は、これらの規定の委任を受けて、公告の方法及び手数料の額等について定めるものである。

3 施行期日

施行期日は、法附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日とする。